

自己資本比率規制の第3の柱 開示事項

Jimoto Holdings

自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（2006年金融庁告示第20号。以下「持株自己資本比率告示又は告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

また、当社は国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

自己資本の構成に関する開示事項（連結）

（単位：百万円、％）

項目	当中間期末	前中間期末	経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目			
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	111,624	111,550	
うち、資本金及び資本剰余金の額	84,138	84,138	
うち、利益剰余金の額	28,090	28,017	
うち、自己株式の額（△）	26	29	
うち、社外流出予定額（△）	578	575	
うち、上記以外に該当するものの額	—	—	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	△ 634	△ 545	
うち、為替換算調整勘定	—	—	
うち、退職給付に係るものの額	△ 634	△ 545	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	—	—	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3,535	3,318	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	3,535	3,318	
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,131	1,406	
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	147	237	
コア資本に係る基礎項目の額	(イ) 115,804	115,968	
コア資本に係る調整項目			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	944	1,121	250
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	72	120	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	871	1,000	250
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	1,074	837	821
適格引当金不足額	—	—	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	
退職給付に係る資産の額	2,287	1,656	414
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	0	0	0
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—	
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関するものの額	—	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関するものの額	—	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	
コア資本に係る調整項目の額	(ロ) 4,305	3,615	
自己資本			
自己資本の額 ((イ) - (ロ))	(ハ) 111,498	112,352	
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額	1,297,075	1,233,957	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	679	1,732	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）	—	250	
うち、繰延税金資産	—	209	
うち、退職給付に係る資産	—	414	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 4,350	△ 4,350	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	5,029	5,209	
うち、自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	0	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	55,127	57,395	
信用リスク・アセット調整額	—	—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—	
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ) 1,352,203	1,291,352	
連結自己資本比率			
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	8.24	8.70	

(注) 1. 上記「自己資本の構成に関する開示事項（連結）」に掲げた計表は、2015年3月26日公布の金融庁告示第25号により定められた様式に従って記載しております。

なお、本表中、「当中間期末」とあるのは、「2019年9月末」を「前中間期末」とあるのは、「2018年9月末」を指します。

2. 上記に掲げた「自己資本の構成に関する開示事項」の開示に使用する別紙様式第4号の経過措置期間が終了したため、当中間期末については、「2014年金融庁告示第7号（以下「開示告示」という。）別紙様式第12号により開示しております。

自己資本比率規制の第3の柱 開示事項

Jimoto Holdings

定量的な開示事項

その他金融機関等（持株自己資本比率告示第18条第6項第1号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行持株会社の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額該当ございません。

自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額（連結）

（単位：百万円）

項目	2018年9月期		2019年9月期	
	リスク・アセット	所要自己資本の額	リスク・アセット	所要自己資本の額
[資産（オン・バランス）項目]				
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	0	0	0	0
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	544	21	538	21
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	478	19	237	9
我が国の政府関係機関向け	4,666	186	4,213	168
地方三公社向け	10	0	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	33,508	1,340	31,399	1,255
法人等向け	440,109	17,604	476,799	19,071
中小企業等向け及び個人向け	297,223	11,888	327,128	13,085
抵当権付住宅ローン	58,708	2,348	59,904	2,396
不動産取得等事業向け	236,752	9,470	264,273	10,570
三月以上延滞等	3,466	138	3,773	150
取立未済手形	42	1	49	1
信用保証協会等による保証付	7,909	316	8,210	328
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	45	1	43	1
出資等	72,598	2,903	42,808	1,712
（うち出資等のエクスポージャー）	72,598	2,903	42,808	1,712
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—
上記以外	67,984	2,719	68,894	2,755
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	7,250	290	7,250	290
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	5,054	202	4,779	191
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段のうち、その他外部T L A C 関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	55,680	2,227	56,864	2,274
証券化	—	—	—	—
（うちS T C 要件適用分）	—	—	—	—
（うち非S T C 要件適用分）	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	1,296	51	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンデート方式）	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式1250%）	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	6,082	243	5,029	201
他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 4,350	△ 174	△ 4,350	△ 174
資産（オン・バランス）計	1,227,079	49,083	1,288,955	51,558
[オフ・バランス取引等項目]				
任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	—	—	—	—
原契約期間が1年以下のコミットメント	350	14	269	10
短期の貿易関連偶発債務	—	—	—	—
特定の取引に係る偶発債務	622	24	744	29
N I F 又はR U F	—	—	—	—
原契約期間が1年超のコミットメント	231	9	1,066	42
内部格付手法におけるコミットメント	—	—	—	—
信用供与に直接的に代替する偶発債務	3,644	145	4,521	180
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等（控除後）	—	—	—	—
先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	—	—	—	—
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	1,714	68	1,047	41
派生商品取引	103	4	145	5
長期決済期間取引	—	—	—	—
未決済取引	—	—	—	—
証券化エクスポージャーに係る適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分	—	—	—	—
上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	—	—	—	—
オフ・バランス取引等項目計	6,667	266	7,795	311
[C V A リスク相当額]（簡便的リスク測定方式）	179	7	218	8
[中央清算機関関連エクスポージャー]	30	1	106	4
合計	1,233,957	49,358	1,297,075	51,883

（注） 所要自己資本額＝リスク・アセット×4%

連結総所要自己資本額

(単位：百万円)

項目	2018年9月期		2019年9月期	
	所要自己資本の額			
信用リスク (標準的手法)	49,358		51,883	
オペレーショナル・リスク (基礎的手法)	2,295		2,205	
合計	51,654		54,088	

信用リスクに関する事項

信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高及び三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高 (地域別、業種別、残存期間別)

(連結)

(単位：百万円)

	2018年9月期					2019年9月期				
	信用リスク・エクスポージャー中間期末残高					信用リスク・エクスポージャー中間期末残高				
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引	三月以上延滞エクスポージャー		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引	三月以上延滞エクスポージャー	
国内計	2,562,662	1,848,424	533,311	519	3,818	2,510,332	1,910,340	451,365	729	3,776
国外計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	2,562,662	1,848,424	533,311	519	3,818	2,510,332	1,910,340	451,365	729	3,776
製造業	165,352	146,445	18,781	—	103	161,906	146,172	15,601	—	60
農業、林業	10,392	10,372	—	—	18	10,523	10,494	—	—	27
漁業	1,530	1,529	—	—	—	1,507	1,506	—	—	0
鉱業、採石業、砂利採取業	817	817	—	—	—	1,085	1,085	—	—	—
建設業	143,134	137,924	5,003	—	192	145,766	141,946	3,532	—	277
電気・ガス・熱供給・水道業	10,589	9,077	1,507	—	—	11,012	8,394	2,615	—	—
情報通信業	13,434	10,708	2,389	—	314	17,111	12,525	4,561	—	6
運輸業、郵便業	65,972	50,387	15,549	—	—	60,142	48,512	11,586	—	18
卸売業、小売業	142,508	132,073	9,565	—	821	144,088	136,005	7,042	—	996
金融業、保険業	278,513	207,592	70,072	478	—	292,606	234,683	56,155	333	—
不動産業、物品賃貸業	355,788	342,803	11,786	—	1,066	381,644	370,479	10,005	—	1,045
各種サービス業	187,381	182,255	4,288	—	802	190,629	185,147	4,603	—	848
国・地方公共団体	427,008	181,038	245,400	—	—	331,549	142,301	188,667	—	—
その他	760,238	435,398	148,966	41	497	760,757	471,085	146,993	395	494
業種別合計	2,562,662	1,848,424	533,311	519	3,818	2,510,332	1,910,340	451,365	729	3,776
1年以下	461,755	362,478	95,721	0	1,584	485,121	388,116	92,240	—	1,632
1年超3年以下	318,526	151,413	166,890	43	164	300,163	161,082	138,596	79	382
3年超5年以下	300,209	193,556	106,094	46	484	242,175	168,185	73,154	42	783
5年超7年以下	154,962	134,548	19,497	30	871	182,184	130,999	50,952	125	83
7年超10年以下	218,835	154,699	63,965	86	72	203,437	164,594	38,240	361	242
10年超	856,712	807,265	48,617	312	517	894,755	856,709	37,353	120	571
期間の定めのないもの	251,661	44,461	32,524	—	123	202,493	40,653	20,828	—	80
残存期間別合計	2,562,662	1,848,424	533,311	519	3,818	2,510,332	1,910,340	451,365	729	3,776

(注) 1. デリバティブ取引は与信相当額ベースであります。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャー、又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャーをいいます。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の中間期末残高及び期中増減額

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の中間期末残高及び期中増減額

(連結)

(単位：百万円)

	2018年9月期			2019年9月期		
	期首残高	期中増減額	中間期末残高	期首残高	期中増減額	中間期末残高
一般貸倒引当金	3,660	△ 341	3,318	3,280	254	3,535
個別貸倒引当金	7,934	△ 1,074	6,860	7,088	△ 689	6,398
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	—
合計	11,594	△ 1,415	10,178	10,368	△ 434	9,933

(注) 一般貸倒引当金の地域別、業種別内訳については、算定を行っておりません。

個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳
(連結)

(単位：百万円)

	2018年9月期			2019年9月期		
	期首残高	期中増減額	中間期末残高	期首残高	期中増減額	中間期末残高
国内計	7,934	△ 1,074	6,860	7,088	△ 689	6,398
国外計	—	—	—	—	—	—
地域別合計	7,934	△ 1,074	6,860	7,088	△ 689	6,398
製造業	1,314	157	1,472	1,353	△ 39	1,314
農業、林業	66	△ 8	57	25	0	26
漁業	80	△ 0	80	80	△ 74	5
鉱業、採石業、砂利採取業	0	47	47	45	△ 5	39
建設業	265	45	310	795	△ 9	786
電気・ガス・熱供給・水道業	0	△ 0	0	0	△ 0	0
情報通信業	142	217	360	417	△ 300	116
運輸業、郵便業	273	△ 239	33	136	9	145
卸売業、小売業	1,030	160	1,191	1,234	△ 58	1,175
金融業、保険業	0	0	1	16	△ 1	14
不動産業、物品賃貸業	488	152	640	554	13	567
各種サービス業	3,107	△ 1,441	1,666	1,616	△ 275	1,340
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—
その他の	1,163	△ 164	998	811	53	865
業種別合計	7,934	△ 1,074	6,860	7,088	△ 689	6,398

業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額
(連結)

(単位：百万円)

	2018年9月期	2019年9月期
製造業	—	—
農業、林業	—	—
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	8	6
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	—
運輸業、郵便業	—	—
卸売業、小売業	84	45
金融業、保険業	—	—
不動産業、物品賃貸業	—	—
各種サービス業	9	4
国・地方公共団体	—	—
その他の	26	15
業種別合計	129	70

標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに持株自己資本比率告示第57条の5第2項第2号、第155条の2第2項第2号及び第226条（持株自己資本比率告示第103条及び第105条において準用する場合に限る。）並びに第226条の4第1項第1号及び第2号（持株自己資本比率告示第103条及び第105条において準用する場合に限る。）の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	2018年9月期		2019年9月期	
	格付あり	格付なし	格付あり	格付なし
0%	133,377	656,467	147,477	510,067
10%	2,310	143,335	410	140,196
20%	134,466	26,321	132,568	36,770
35%	—	166,277	—	170,015
50%	127,193	464	124,317	1,087
75%	—	385,578	—	426,433
100%	36,560	741,696	30,544	785,731
150%	0	2,032	—	2,160
250%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
合計	433,909	2,122,174	435,318	2,072,461

(注) 「格付あり」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーやソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれております。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

	2018年9月期	2019年9月期
適格金融資産担保が適用されたエクスポージャー	37,269	36,245
保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー	88,316	67,418

(注) 適格金融資産担保には、貸出金と自行預金の相殺が可能なエクスポージャー (2018年9月期：24,017百万円、2019年9月期：23,613百万円) を含んでおります。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

イ. 与信相当額の算出に用いる方式

通貨関連取引等の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式にて算出しております。

カレント・エクスポージャー方式とは、デリバティブ取引の信用リスク計測手段の1つで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、これに契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込額 (ポテンシャル・エクスポージャー) を付加して与信相当額を算出する方式をいいます。

ロ. グロス再構築コストの額 (零を下回らないものに限る。) の合計額

(単位：百万円)

	2018年9月期	2019年9月期
グロス再構築コストの額の合計額	0	—

ハ. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額

(単位：百万円)

	2018年9月期	2019年9月期
与信相当額	519	729
派生商品取引	519	729
外国為替関連取引	—	—
金利関連取引	519	729
株式関連取引	—	—
その他取引	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—

(注) 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は、上記記載から除いております。

ニ. ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額

(単位：百万円)

	2018年9月期	2019年9月期
ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額	0	—

ホ. 担保の種類別の額

該当ございません。

ヘ. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

(単位：百万円)

	2018年9月期	2019年9月期
与信相当額	519	729
派生商品取引	519	729
外国為替関連取引	—	—
金利関連取引	519	729
株式関連取引	—	—
その他取引	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—

(注) 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は、上記記載から除いております。

ト. 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつプロテクションの購入又は提供の別に区分した額

該当ございません。

チ. 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

該当ございません。

証券化エクスポージャーに関する事項

持株会社グループがオリジネーターである証券化及び再証券化エクスポージャーに関する事項

該当ございません。

持株会社グループが投資家である証券化及び再証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 保有する証券化及び再証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

投資家として保有する証券化エクスポージャーの額

該当ございません。

投資家として保有する再証券化エクスポージャーの額

該当ございません。

(2) 保有する証券化及び再証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

投資家として保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

該当ございません。

投資家として保有する再証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

該当ございません。

(3) 持株自己資本比率告示第226条並びに第226条の4第1項第1号及び第2号の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

該当ございません。

(4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当ございません。

該当ございません。

出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

中間連結貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る中間連結貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	2018年9月期		2019年9月期	
	中間連結貸借対照表計上額	時価	中間連結貸借対照表計上額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャーの中間連結貸借対照表計上額	14,792		5,323	
上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャーの中間連結貸借対照表計上額	1,951		2,056	
合計	16,743		7,380	

出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	2018年9月期	2019年9月期
売却損益額	490	△ 51
償却額	0	0

中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2018年9月期	2019年9月期
中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額	3,391	669

中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ございません。

リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当ございません。

金利リスクに関して持株会社グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

持株会社グループが内部管理上使用した金利ショックに対する銀行勘定の経済的価値の増減額

(単位：百万円)

2018年9月期	
△	4,661

(注) 1. 銀行子会社2行単体の金利リスク量を合算しております。(銀行子会社の連結子会社等の保有する金利リスク量は極めて僅少であることから、銀行単体の金利リスク量を計測しております。)
 2. 保有期間1年、観測期間5年で計測される金利変動の1パーセンタイル値と99パーセンタイル値による金利ショックに対する経済的価値の増減額であります。
 3. 日本円以外の外貨建資産・負債の割合は5%未満となっているため、円建の資産・負債に含めて経済的価値の増減額を計測しております。

金利リスクに関する事項

上記「金利リスクに関して持株会社グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額」について、「開示告示」が改正されたため、2019年3月期より改正後の「開示告示 別紙様式第11号の2」を用いて本開示事項を記載しております。

2019年9月期

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク		イ		ロ		ハ		ニ	
項番		△EVE				△NII			
		当中間期末		前中間期末		当中間期末		前中間期末	
		1	上方パラレルシフト	5,919					
2	下方パラレルシフト	0							
3	スティープ化	4,010							
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	最大値	5,919							
		ホ				へ			
		当中間期末				前中間期末			
8	自己資本の額	111,498							

(注) 上記「IRRBB1：金利リスク」のロ欄、ハ欄、ニ欄及びへ欄は、「開示告示 別紙様式第11号の2」の経過措置に係る注意書きにより記載しておりません。